髙和果公報

目 次

告 示				ページ
○県統計調査の実施 (3件)	(統	計	課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	胃			
な帰国の促進及び永住帰国後の自立の	0			
支援に関する法律による介護機関の排	Ħ			
定	(福	祉指	導課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	骨			
な帰国の促進及び永住帰国後の自立の	0			
支援に関する法律による施術機関の排	旨			
定	(")	2
○種畜証明書の書換え交付の通報	(畜	産振	興課)	2
○保安林の指定施業要件の変更に係る通	<u>Í</u>			
知の掲示 (3件)	(治	山林	道課)	2
公 告				
○土地改良区の役員の就退任	(農	業基	盤課)	3
○漁港漁場整備法による所有者不明のコ	Ľ.			
作物等の措置 (2件)	(漁	港漁	場課)	3
高知県選挙管理委員会告示				
○政治団体設立の届出				4
○政治団体異動の届出				4
○政治団体解散の届出				5
高知県人事委員会公告				
○高知県職員等採用中級・初級試験の事	尾施			5
○高知県警察官B男性及び高知県警察官	宮B女	性採	用試験	È
の実施				6
		•		
告	₹			

高知県告示第474号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成25年7月16日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査(林業就業者 調査)

2 調査の目的

本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、 林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料と するため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

人

(3) 属性

- 林業就業者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
- (1) 報告を求める事項
- ア 林業就業者の属性に関する事項(氏名、年齢、性別、住所及び連絡先)
- イ 雇用形態(森林組合作業班員、会社等雇用就業者、県内 移動就業者、県外出稼ぎ就業者、自営業者、一人親方又は 県外就業者)
- ウ 作業種別就労日数(造林、伐木造林、椎茸、薪炭等)
- エ チェーンソー保有台数
- オ 新規又は離職の別
- カ 動向区分(最終学歴、他業種からの参入及び県外からの U・I・Iターン等の状況)
- (2) その基準となる期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

- 5 報告を求める者
- (1) 数

2,900人(概数)

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成25年7月22日から同年9月30日まで

高知県告示第475号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成25年7月16日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査(林業機械器 具調査) 2 調査の目的

本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、 林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料と するため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

人及び事業体

(3) 属性

林業就業者及び林業事業体

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1) 報告を求める事項

ア 林業機械・器具現況調査票

- (ア) 保有状況
- (イ) 所有区分
- イ 高性能林業機械の機種別導入状況調査票
 - (ア) 機械名
 - (イ) 導入・廃棄年月、導入状況 (新規・中古)及び廃棄 状況 (廃棄・売却)
 - (ウ) 導入者名
 - (エ) 機械のメーカー及び型式名
 - (オ) 稼働日数及び保有日数
 - (カ) メンテナンス経費
- ウ 高性能林業機械導入事業体別調査票
- (ア) 事業体名
- (イ) 年間素材生産量
- (ウ) 年間労働投下量
- (エ) 1人当たりの素材生産量
- 工 森林情報管理機器(森林GIS)調査票
 - (ア) 導入者名
 - (イ) 機器のメーカー及び名称
 - (ウ) 導入年度
 - (エ) 導入した事業等名称
- 才 森林情報管理機器 (GPS) 調查票
 - (ア) 導入者名
 - (イ) GPS受信機のメーカー、名称及び台数
 - (ウ) GPS受信機の使用比率、導入年度及び導入した事業等名称
 - (エ) GPS用図化ソフトウェアのメーカー、名称、導入 年度及び導入した事業等名称
- (2) その基準となる期日又は期間
- (1)のア、エ及びオに掲げる事項にあっては平成25年3月31日現在、(1)のイ及びウに掲げる事項にあっては平成24年

账

4月1日から平成25年3月31日まで

- 5 報告を求める者
- (1)数

750人又は事業体(概数)

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成25年7月22日から同年9月30日まで

高知県告示第476号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成25年7月16日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査(素材生産量 調査)

2 調査の目的

本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、 林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料と するため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

事業体

(3) 属性 林業事業体

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

- (1) 報告を求める事項
 - ア 林業事業体の属性に関する事項(事業体名、代表者名、 住所及び連絡先)
 - イ 事業組織の形態(株式会社、有限会社、個人経営、林業経営者、森林組合、その他の組合等)
 - ウ 素生連への加入状況
 - エ 素材生産量(民有林及び国有林)
 - オ 葉付乾燥材の生産量(民有林及び国有林)
 - カ 素材出荷量
- (2) その基準となる期間

平成24年1月1日から同年12月31日まで

- 5 報告を求める者
- (1) 数

150事業体

(2) 選定の方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成25年7月22日から同年9月30日まで

高知県告示第477号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地 並びにサービスの種類
平成25年 6 月 1 日	医療法人慈惠会 四万十市中村小姓町 75	介護療養型老人保健施設 なかむら 四万十市中村小姓町75 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介 護 介護老人保健施設

高知県告示第478号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する 同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において 準用する同法第49条の規定による施術機関として、次のとおり指 定した。

平成25年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名		施術者住所	指定年月日
	森光 靖	須崎市大谷797	平成25年 6

高知県告示第479号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

月20日

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11247027324 藤土佐(全和褐 227) 牛 褐毛和種	種畜の名前の変更	藤土佐	藤山 1

高知県告示第480号

平成9年12月農林水産省告示第1752号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年7月16日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀川町用居甲1954番地

イ 氏名

奥田 光子

(2)ア 登記簿記載の住所

幡多郡十和村広瀬23番屋敷

イ 氏名

田向 銕

- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林 として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月農林水産省告示 第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限 る。)で定めるところによる。

平成9年12月農林水産省告示第1752号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について C)

账

高知県告示第481号

平成9年12月農林水産省告示第1757号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安芸市役所及び安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年7月16日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕町三丁目16番28号 コーポ西本603 イ 氏名

有光 章雄

- (2)ア 登記簿記載の住所 徳島市南前川町三丁目6番地
 - イ 氏名

有光 章雄

- (3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町日々入2番屋敷
 - イ 氏名

横田 勝太郎

- (4)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊33番屋敷
 - イ 氏名

小松 長太郎

- (5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉106番地2号
 - イ 氏名

小松 金弥

- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林 として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年12月農林水産省告示第1757号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第482号

平成10年9月農林水産省告示第1376号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を土佐清水市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町中ノ川
 - イ 氏名

伊吹 秀実

- (2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町中ノ川86番地
 - イ 氏名

宮本 金之助

- (3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居150番屋敷
 - イ 氏名

小野 竹馬

- (4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村高瀬516番地
 - イ 氏名

掛水 敏趣

- (5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡別府村高瀬476番地
 - イ 氏名

西森 宜長

- (6)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市三崎3706番地2
 - イ 氏名

坂本 雅代

- (7)ア 登記簿記載の住所 十佐清水市三崎3706番地2
 - イ 氏名

坂本 充

- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林 として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月農林水産省告示 第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限 る。)で定めるところによる。

平成10年9月農林水産省告示第1376号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、北川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年7月16日

氏 名

役名

(退任)

理事

高知県知事 尾崎 正直住 所

 "
 西岡
 洋
 "
 加茂
 21-2

 "
 池田
 一平
 "
 "
 314

 "
 山嶋
 犬
 "
 野友
 乙114

山本 喜三 安芸郡北川村長山 110-イ

川 田鳴 文 川 川 野友 乙114 川 田中査都志 川 川 川 乙526-3 川 髙橋 庸夫 川 川 川 乙334

和田 一実 # # 長山 372 # 濱渦 豊一 # # 柏木 274 # 濱渦 康雄 # # 宗ノ上 87

 監事
 大寺
 武久
 "
 加茂
 317

 "
 和田
 拓司
 "
 長山
 543

(就任) 理事 [

 里事
 山本
 喜三
 安芸郡北川村長山
 110-イ

 " 西岡 啓 " " 加茂
 39-3

池田 一平 # # 314 # 山嶋 丈 # # 野友 乙114

"和田一集""長山 372

監事 入守 武久 " " 加戊 311 " 和田 拓司 " " 長山 543

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の 規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物 件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

平成25年7月16日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 尾﨑 正直

 \sim

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数 量
- (1) 須崎市堂ノ浦 宇佐漁港堂ノ浦防潮堤
- ア FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長6.00メートル、船幅1.20メートル)
- イ FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長3.00メートル、船幅1.50メートル)
- ウ 普通乗用自動車 1 台 (ニッサン・セドリック、車長5.50 メートル、車幅1.70メートル)
- エ FRP船1隻(南溟、282-20381、船長5.00メートル、

船幅1.50メートル)

- (2) 土佐市宇佐町鍋鳥頭 宇佐漁港鍋鳥頭船溜FRP船1隻(船名不明、K03-12543、船長18.00メートル、船幅3.00メートル)
- (3) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港橋田漁具倉庫用地 FRP船1隻(船名不明、282-4385、船長5.00メートル、船幅1.20メートル)
- (4) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港宇佐内岸壁FRP船1隻(船名不明、282-4010、船長6.00メートル、船幅2.00メートル)
- (5) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港宇佐臨港道路FRP船1隻(船名不明、282-12385、船長5.00メートル、船幅1.20メートル)
- (6) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港小港船揚場FRP船1隻(船名不明、K03-17559、船長6.00メートル、船幅1.50メートル)
- (7) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港塩浜船溜 FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.50メート ル、船幅1.20メートル)
- (8) 土佐市宇佐町井尻 宇佐漁港井の尻泊地
- ア FRP船1隻(ぽせいどん、K02-1970、船長15.00メートル、船幅3.00メートル)
- イ FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長6.00メートル、船幅1.00メートル)
- ウ FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.00メートル、船幅1.20メートル)
- エ FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.00メートル、船幅1.20メートル)
- オ FRP船1隻(船名不明、282-7941、船長6.00メートル、船幅1.50メートル)
- (9) 土佐市宇佐町井尻 宇佐漁港井の尻船揚場
- ア FRP船1隻(船名不明、282-9438、船長6.00メートル、船幅1.50メートル)
- イ FRP船1隻(船名不明、282-17009、船長5.00メートル、船幅1.20メートル)
- (10) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港萩谷川河口船溜
- ア FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長6.00メートル、船幅1.20メートル)
- イ FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長6.00メートル、船幅1.50メートル)
- ウ FRP船1隻(船名不明、282-5451、船長6.00メートル、船幅1.50メートル)
- エ FRP船1隻(船名不明、282-5647、船長6.00メートル、船幅1.50メートル)
- オ FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長7.00メート

ル、船幅1.50メートル)

カ FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.00メートル、船幅1.20メートル)

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に 宇佐漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却し、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、同条第10項の規定 により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費 用を請求するものとする。

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の 規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物 件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

······

平成25年7月16日

田野浦漁港漁港管理者

高知県知事 尾﨑 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数 量

幡多郡黒潮町田野浦 田野浦漁港漁具保管修理施設用地 FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.80メートル、船幅1.30メートル)

FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.67メートル、船幅1.37メートル)

FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.00メートル、船幅1.50メートル)

FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.60メートル、船幅1.50メートル)

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に 田野浦漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しな ければならない。

3 漁港管理者の措置

田野浦漁港漁港管理者は、所有者等が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却し、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする

なお、保管後に所有者が判明した場合は、同条第10項の規定 により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費 用を請求するものとする。

選挙管理委員会告示

进学官理安貝云古示

高知県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定 により次のとおり届出があった。

平成25年7月16日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信 その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

名称	代表者	 氏名	会計責氏名	責任者	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
堀見和道 後援会	堀見	和道	堀見	和代	高岡郡佐 川 町 甲 1497番地 1	平25·6· 17
堀見和道 と共にチ ーム佐川 を創る会	堀見	和道	堀見	和代	高岡郡佐 川 町 甲 1497番地 1	平25·6· 21
西森かつひと後援会	沢田	進	和田	尚文	高岡郡佐 川 町 乙 2432番地 4	平25·6· 24

高知県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成25年7月16日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信 その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

区分	名称	代表者氏	会計責任 者氏名	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
異動 前	大石宗 後援会	異動なし	大石 千	異動なし	平25 · 6 · 3

異動後				田所 介	裕		
異動前	高知ビ ルメン テナン	山﨑輔	啓	籔内 矢	卓	異動なし	平25 · 6 · 4
異動後	ス政治連盟	籔内 矢	卓	川本生	漁		
異動前	政治結 社大行 社高知	西澤 夫	孝	異動な	まし	異動なし	平25·6· 5
異動後	支部	而澤 賀男	多				
異動前	たきざ わ満後 援会	中野男	輝	異動だ	こし	土佐清水 市 窪 津 427	平25·6· 20
異動後		大面義	_			土佐清水 市 窪 津 575番地 1	

高知県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定 により次のとおり解散の届出があった。

平成25年7月16日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信 その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体 でなくな った理由	届出年月日
碧進会	吾川郡仁淀川町 坂本533-1	髙橋 洸貴	解散	平25 · 4 · 12
新風クラブ	高知市中水道 5 -34	中澤 はま	解散	平25· 5·27
仁井田つ よし後援 会	宿毛市長田町 3 番32号	仁井田 典生	解散	平25 · 6 · 10

市川精香後援会	土佐市塚地386 - 1	徳永	栄	解散	平25 · 6 · 24
土佐黒潮塾	高知市神田1783 - 7	山本	和慶	解散	平25 · 6 · 24

人事委員会公告

高知県職員等採用中級・初級試験を次のとおり行う。 平成25年7月16日

高知県人事委員会

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

	試験区分		採用予定人員	勤務先
	中級	司書	3名	県立図書館等
	初級	行政	10名	知事部局等の本庁又は出 先機関
		警察事務	4名	警察本部各課又は各警察 署等
		学校事務	11名	県立学校又は市町村立小 中学校等
		土木	5名	知事部局(土木部)等の 本庁又は出先機関(土木 事務所等)
		林業	1名	知事部局(林業振興・環 境部)等の本庁又は出先 機関(林業事務所、森林 技術センター等)

初級の「行政」、「警察事務」又は「学校事務」を受験する 者は、3つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、残り の試験区分を第2志望とすることができる。

2 受験資格

(1)から(4)までのいずれにも該当する者。ただし、初級の「警察事務」を受験する者は、(2)については、ア(日本国籍を有する者)に該当する者に限る。

(1) 次に掲げる試験区分について、それぞれ次の年齢であ

る者

- ア 中級の試験区分については、昭和61年4月2日以降に 生まれた者
- イ 初級の試験区分については、平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法 (昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した者及び平成26年3月31日までに卒業見込みの者を除く。
- (2) 次のいずれかに該当する者
- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) に定められている永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者 等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号) に定められている特別永住者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に 掲げる者(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない 者
- (4) 中級の「司書」については、司書となる資格を有する 者又は平成26年3月31日までに取得見込みの者
- 3 受験手続
- (1) 受付期間

平成25年8月19日(月)から同年9月3日(火)まで (日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時 15分まで(郵送による場合は、平成25年9月3日付けの 消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所(香美市)、高知県中央東土木事務所 (南国市)、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所(いの町)、高知県中央西福祉保健所(佐川町)、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所(四万十市)、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

- (3) 申込書の提出場所 高知県人事委員会事務局
- 4 試験の日時及び場所
- (1) 第1次試験

7 77 1 1011 000

Ŋ

試験区分	種目	日時	場所
行政 警察事務 学校事務	教養試験論文試験	平成25年9月 29日(日)午 前9時から	(高知市試験会場) 高知市鴨部二丁目
司書 土木 林業	教養試験専門試験		5 - 70 高知県立高知西 高等学校 (四万十市試験会 場) 四万十市中村丸の 内24 高知県立中村高 等学校

(2) 第2次試験

試験区分	種目	日時及び場所
全試験区分	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成25年11月2日(土)から同月6日(水)までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程については、第1次試験の合格通知書に記載する。

5 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終 合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、 高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目		方法	内容
教養試験	全試験区分	五肢択一式	公務員として必要な一般 的知識及び知能に関する 筆記試験で、中級の試験 区分にあっては短期大学 卒業程度、初級の試験区 分にあっては高等学校卒 業程度のもの
専門試験	司書 土木 林業	五肢択一式	それぞれの職務に必要な 専門的知識、技術等に関 する筆記試験

論文	行政	筆記	社会人及び公務員として
試験	警察事務		の資質に関する筆記試験
	学校事務		

(2) 第2次試験

種目	内容	
論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等 に関する筆記試験	
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面 接による試験(個別面接は、2回行う。)	
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査	
身体検査	職務遂行に必要な健康に関する検査(健康 診断書の提出を求める。)	

6 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は10月中旬に、最終合格者の発表は12月上旬に行う予定である。

なお、辞退があった試験区分に限り、合格者の追加発表を行う。

7 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿 に登載され、各任命権者からの請求に応じて提示される。

各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採 用者を決定する。

なお、中級の「司書」については、採用候補者名簿に登載 されても、2の(4)に記載する所定の日までに司書となる資 格を取得しなければ採用されない。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成26年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとった任命が行われる。ただし、初級の「警察事務」の業務に従事することとなる採用者には、この任命に当たっての考え方は、適用されない。

R 給与

平成25年4月1日現在の初任給は、中級の「司書」の業務で 153,100円(行政職給料表適用、短大(2年制)卒の場合)、 初級の試験区分の業務で140,400円(行政職給料表適用、高校 卒の場合)であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合 がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支 給される。

9 試験成績の開示

この試験の受験者は、最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

10 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁 目 4 - 1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

高知県警察官B男性及び高知県警察官B女性の採用試験を次のとおり行う。

平成25年7月16日

高知県人事委員会

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
警察官B男性	18名
警察官B女性	5名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事する。

3 受験資格

- (1)から(3)までのいずれにも該当する者
- (1) 昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した者及び平成26年3月31日までに卒業見込みの者を除く。
- (2) 日本国籍を有する者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に 掲げる者(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない

·c

榖

者

4 受験手続

(1) 受付期間

平成25年8月19日(月)から同年9月3日(火)まで (日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時 15分まで(郵送による場合は、平成25年9月3日付けの 消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部玄関受付及び県内各警察署並びに高知県人事委員会のホームページ

- (3) 申込書の提出場所 高知県人事委員会事務局
- 5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験	教養試験 小論文 験 体力試験 身体検査	平成25年10月20 日 (日) 午前9 時から午後5時 頃まで	(高知市試験会場) 高知市桟橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校 (四万十市試験会場) 四万十市古津賀3711 高知県立幡多農業高等学校
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体精密 検査	平成25年11月11 日 (月) から同 月16日 (土) ま での間に実施す る予 詳しい日 等については、 第1次試験の記載 する。	高知市桟橋通四丁 目15-11 高知県高知南警 察署 高知市丸ノ内二丁 目 4-1 高知県庁北庁舎

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終

合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、 高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	内容	
教養試験	警察官として必要な高等学校卒業程度の一 般的知識及び知能に関する五肢択一式によ る筆記試験	
小論文試験	社会人及び公務員としての資質に関する筆 記試験	
体力試験	職務遂行に必要な体力及び運動能力に関す る試験	
身体検査	身長、体重、視力等に関する検査	

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	警察官として必要な識見、表現力等に関す る筆記試験
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面 接による試験(個別面接は、2回行う。)
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査
身体精密検査	胸部疾患の有無、色覚、聴力等に関する検 査

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は10月下旬に、最終合格者の発表 は12月上旬に行う予定である。

8 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿 に登載され、警察本部長からの請求に応じて提示される。 警察本部長は、提示された採用候補者のうちから、順次採 用者を決定する。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成26年4月1日以降である。

9 給与

平成25年4月1日現在の初任給は、161,800円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

10 共同試験

試験区分「警察官B男性」の第1次試験は、高知県(高知県人事委員会)が東京都(警視庁)、大阪府(大阪府警察本部)及び兵庫県(兵庫県警察本部)と共同して実施するものであり、希望することにより、共同試験実施都府県の第1次試験を同時に受験したものとして取り扱われる。

なお、第1志望の第1次試験に合格した者は、第2志望の第 1次試験の合格者とはならない。

共同試験の場合の受験資格は、次の表並びに3の(2)及び(3)に該当する者とする。

都府県名	受験資格	
東京都(警視庁)	昭和58年10月22日か ら平成8年4月1日 までに生まれた男性	学校教育法による 4 年制の大学等を卒業 した者及び平成26年
大阪府(大阪 府警察本部) 兵庫県(兵庫 県警察本部)	昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男性	3月31日までに卒業 見込みの者を除く。

11 試験成績の開示

この試験の受験者(高知県を志望した者に限る。)は、高知 県警察官の最終合格者を除き、成績の開示を請求することがで きる。

12 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁 目 4 - 1 高知県庁北庁舎
高知県警察本部警務課	(088) 826-0110 内線2613、2614 (フリーダイヤル) 0120-032-376	高知市丸ノ内二丁 目 4 -30

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

~